

00339

毎週火、金曜日發行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

約
印

目

次

◇告示

農業協同組合振興対策費補助金交付規程の一
部改正

木炭加工施設設置事業補助金交付要綱

土地改良区の設立認可

旅行あつ旋業の登録まつ消

建設業者の登録

建設業者の登録まつ消

建設業者の変更登録

道路及び水路の公用廃止

ひな白痴検査の実施

昭和三十六年度調理師特別講習会の実施

◇正誤

昭和三十六年七月二十八日付け鳥取県告示第
四百二十二号中訂正

告 示

農業協同組合振興対策費補助金交付規程（昭和三十二

年三月鳥取県告示第百六号）の一部を次のように改正す
る。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第三号及び第四号を削る。

第三条中「、農業協同組合にあつては様式第三号」を
削る。

第四条中「九月三十日現在」を「十月三十日現在」
に、「十月二十日まで」を「十一月二十日まで」に改め
る。

第五条中「、農業協同組合にあつては様式第八号」を
削る。

様式第一号の事業計画書の2の(2)を削り、(3)所要経費
一覧表の区分欄中「駐在指導費」を削り、同表を(2)とす
る。

様式第一号の收支予算書の区分欄中「駐在指導費」を
削る。

様式第三号を次のように改める。

削除

金等交付規則第11条の規定によつて申請します。

記

変更の理由

1 事業変更計画書

2 更正収支予算及び見積書

3 第5条各号に掲げる書類

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

11 縦覧に供する期間

昭和三十五年八月二十五日から三十日間とする。

鳥取市役所

鳥取県告示第四百八十九号

昭和三十六年六月十五日付けで鳥取市覚寺西村万寿雄ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市覚寺土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年第百九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月二十五日

登録番号

邦人第六号

昭和三十六年
二月十日

まつ消年月日

昭和三十六年
八月二十五日

名称及び商号

有限会社

山陰観光センター

鳥取市二階町
二丁目五四番地

新井野 平吉

當業所の所在地

鳥取市二階町
二丁目五四番地

代表者氏名

新井野 平吉

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十一号

旅行あつ旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二十条の規定により、次のとおり旅行あつ旋業の登録をまつ消した。

昭和三十六年八月二十五日

登録番号

邦人第六号

昭和三十六年
二月十日

まつ消年月日

昭和三十六年
八月二十五日

名称及び商号

有限会社

山陰観光センター

代表者氏名

新井野 平吉

當業所の所在地

鳥取市二階町
二丁目五四番地

新井野 平吉

鳥取県告示第四百八十一号
建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次とのとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

鳥取県知事登録
(一) 第五七六号

登録年月日 昭三六、七、二四

名 称 (有) 高野組

主たる営業所所在地 東伯郡赤崎町赤崎一、九二〇ノ三

申請者氏名、摘要 高力 貞美 建設工事

第二七一号

登録年月日 昭三六、七、二八

名 称 (有) 高野組

主たる営業所所在地 八頭郡智頭町智頭七四六の二

申請者氏名、摘要 高力 貞美 建設工事

第四六八号

登録年月日 昭三六、七、三一

名 称 原井工務店

主たる営業所所在地 東伯町徳万四八一

申請者氏名、摘要 原井 敏夫

第二三五号

登録年月日 昭三六、八、六

名 称 岩見組

主たる営業所所在地 逢束一五四

申請者氏名、摘要 岩見 進

第五六六号

登録年月日 昭三六、六、一六

名 称 (有) 平和建設

主たる営業所所在地 気高郡青谷町青谷四、三九五

申請者氏名、摘要 田中 国秋

管工事

鳥取県告示第四百八十三号

建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破

二 朗

公 告

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）附則第三項の規定に基づき、次の要領により調理師特例講習会を実施する。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取保健所管内	昭和三十六年九月四日
郡家保健所管内	昭和三十六年九月十日
浜村保健所管内	昭和三十六年九月二日
倉吉保健所管内	昭和三十六年九月八日
米子保健所管内	昭和三十六年八月三十日
根雨保健所管内	昭和三十六年九月十日
倉吉保健所管内	昭和三十六年九月八日
米子保健所管内	昭和三十六年九月四日
郡家保健所管内	昭和三十六年九月十日

昭和36年8月25日 金曜日 鳥取県公報 第3253号 8

正 誤

昭和三十六年七月二十八付け鳥取県告示第四百二十二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 行 誤 正

5 終りから5 海共第四号 海区第四号

海共第六号 海区第六号

郡家保健所	九月二十八日から	郡家保健所
浜村保健所	九月二十一日まで	
倉吉保健所	九月五日から	氣高郡鹿野町 鹿野町公民館
	九月八日まで	倉吉市上井 鳥取県 中央農業協同組合連合会
	（但し、九月二十日及び二十一日は休講）	九月二十一日から 九月二十九日まで
米子保健所	九月五日から	鳥取市西町 鳥取大学医学部臨床 講堂
根雨保健所	九月二十二日まで	日野郡日野町 根雨根雨公会堂
五 受講料	二七五円（受講願書に鳥取県収入証紙を はりつけること。）	
六 修了証書	講習会の全程課を修了した者に修了証 書を交付する。	
七 テキスト	受講者には、テキストを無料配付する。	